

久喜市空家等対策計画（案）に対する意見募集の実施結果

久喜市空家等対策計画（案）に対する意見募集を実施したところ、4件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。なお、意見は内容ごとに集約させていただきました。

意見提出期間	令和3年11月25日～令和3年12月27日
意見件数	2人 4件

○提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
1	建物をどのようにしたいかというアンケートに対して【売却する】が24%に関わらず、空き家対策が進んでいないように感じる。空き家の所有者に対しては、市の広報誌に空き家対策の特集記事を掲載し、現在執り行われている制限緩和や控除等のサービスを分かりやすく周知して欲しい。	本市の空家等対策につきましては市のホームページに掲載しており、新たな施策を始める際は、広報くきやSNSでお知らせしていきます。令和4年4月号の広報くきにおいては、本計画の概要版を掲載する予定です。 今後も施策の内容を多くの方に理解していただけるよう、周知してまいります。	原案のとおり
2	空き家の利用を希望する人向けに久喜市は「空き家バンク」を活用したり、市の広報誌に空き家情報などを掲載してほしい。	今後、「全国版空き家・空き地バンク」を活用し、市内の空き家情報を発信してまいりたいと考えております。	原案のとおり
3	市街化調整区域の空き家（特に12号区域）についても、その区域内において、空き家に関して購入・譲渡する場合も、条件をさらに緩和し、売却者と購入者にとって、双方よいものにしてほしい。	市街化調整区域につきましては、都市計画法により、建築物の新築、改築又は用途の変更を行う場合の制限が設けられていることから、条件をさらに緩和することは難しいものと考えております。	原案のとおり

4	<p>空家登録を行うことで、5年間の固定資産税の上屋有り扱いにできるようにして、メリットをあたえる。登録しない場合は宅地の減免なしにする。</p> <p>それにより、空家の把握がしやすくなる。5年後に固定資産税が高くなるために、土地の流動性を上げることができるのではないか。</p>	<p>住宅が建てられている土地は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税及び都市計画税が大幅に軽減されていますが、住宅を除却し更地にすると本特例が適用されなくなり土地の税額が上がります。</p> <p>本市では土地の利活用を促進するための対策の一つとして、令和3年1月2日から令和9年1月1日までの間に昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築された空家等を除却し更地にした場合、その土地に係る固定資産税を最大3年間減免する制度を始めたところです。</p>	原案のとおり
---	---	---	--------

【問い合わせ】

都市整備課 住宅係

電話0480-22-1111 内線4676

toshiseibi@city.kuki.lg.jp